

## 臨時的任用職員の給与に関する規則

平成27年 3月30日規則第44号

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）第33条に規定する臨時的任用職員の給与の額及び支給方法については、別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

### 附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。